

2019年12月11日

各 位

管理会社名 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード 15954)
代表者名 代表取締役社長 吉田 一生
問合せ先 企画部 ディスクロージャーグループ
田原 輝行
(TEL. 03-5210-8779)

投資信託約款変更のお知らせ

当社は、以下の上場 ETF の投資信託約款の変更について、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

【投資信託約款に係る上場 ETF の名称】

追加型証券投資信託 NZAM 上場投信 東証 REIT 指数 (証券コード：1595)
追加型証券投資信託 NZAM 上場投信 TOPIX Ex-Financials (証券コード：1596)
追加型証券投資信託 NZAM 上場投信 TOPIX (証券コード：2524)
追加型証券投資信託 NZAM 上場投信 日経 225 (証券コード：2525)
追加型証券投資信託 NZAM 上場投信 JPX 日経 400 (証券コード：2526)
追加型証券投資信託 NZAM 上場投信 東証 REIT Core 指数 (証券コード：2527)

【変更の内容・理由】

投資家の利便性の観点から、取得・交換の申込受付不可日の期間を短縮するために、信託約款に所要の変更を行うもの。

変更内容の詳細については、別添の新旧対照表をご参照ください。

【変更と書面決議の手続き等】

重大な約款変更には該当しないため、書面決議は行いません。

【変更の日程】

2019年12月17日まで

内閣総理大臣への届出日

2019年12月18日

変更日

【投資信託約款の変更に係る新旧対照表】

追加型証券投資信託 NZAM 上場投信 東証 REIT 指数

下線部_____は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益権の取得単位および価額)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>⑥ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の取得申込みの受け付けを行うことがあります。</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>2 営業日以内</u></p> <p>2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄口数変更実施日の各々前々営業日から起算して <u>3 営業日以内</u></p> <p>3. 第 31 条に定める計算期間終了日の <u>3 営業日前から起算して 4 営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>4 営業日前から起算して 4 営業日以内</u>)</p> <p>4. ～ 6. (略)</p> <p>⑦～⑧ (略)</p>	<p>(受益権の取得単位および価額)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>⑥ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の取得申込みの受け付けを行うことがあります。</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>3 営業日以内</u></p> <p>2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄口数変更実施日の <u>3 営業日前から起算して 6 営業日以内</u></p> <p>3. 第 31 条に定める計算期間終了日の <u>4 営業日前から起算して 5 営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>5 営業日前から起算して 6 営業日以内</u>)</p> <p>4. ～ 6. (略)</p> <p>⑦～⑧ (略)</p>
<p>(交換の請求)</p> <p>第 38 条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の交換請求の受け付けを行うことがあります。</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日 <u>(削除)</u></p>	<p>(交換の請求)</p> <p>第 38 条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の交換請求の受け付けを行うことがあります。</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日 <u>から起算して 3 営業日以内</u></p>

<p>2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄口数変更実施日の各々前々営業日から起算して<u>3営業日以内</u></p> <p>3. 第31条に定める計算期間終了日の<u>3営業日前</u>から起算して<u>4営業日以内</u>（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前</u>から起算して<u>4営業日以内</u>）</p> <p>4. ～6. （略）</p> <p>⑥～⑩ （略）</p>	<p>2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄口数変更実施日の<u>3営業日前</u>から起算して<u>6営業日以内</u></p> <p>3. 第31条に定める計算期間終了日の<u>4営業日前</u>から起算して<u>5営業日以内</u>（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5営業日前</u>から起算して<u>6営業日以内</u>）</p> <p>4. ～6. （略）</p> <p>⑥～⑩ （略）</p>
---	--

下線部_____は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益権の取得単位および価額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の取得申込みの受け付けを行うことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>2営業日以内</u> 2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々前々営業日から起算して<u>3営業日以内</u> 3. (略) 4. 第31条に定める計算期間終了日の<u>3営業日前から起算して4営業日以内</u>（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前から起算して4営業日以内</u>） 5. ～6. (略) <p>⑨～⑩ (略)</p>	<p>(受益権の取得単位および価額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の取得申込みの受け付けを行うことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>3営業日以内</u> 2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の<u>3営業日前から起算して6営業日以内</u> 3. (略) 4. 第31条に定める計算期間終了日の<u>4営業日前から起算して5営業日以内</u>（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5営業日前から起算して6営業日以内</u>） 5. ～6. (略) <p>⑨～⑩ (略)</p>
<p>(交換の請求)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の交換請求の受け付けを行うことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日<u>(削除)</u> 	<p>(交換の請求)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の交換請求の受け付けを行うことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日<u>から起算して3営業日以内</u>

<p>2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の<u>各々前々営業日から起算して3営業日以内</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. 第31条に定める計算期間終了日の<u>3営業日前から起算して4営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前から起算して4営業日以内</u>)</p> <p>5. ~6. (略)</p> <p>⑥~⑩ (略)</p>	<p>2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の<u>3営業日前から起算して6営業日以内</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. 第31条に定める計算期間終了日の<u>4営業日前から起算して5営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5営業日前から起算して6営業日以内</u>)</p> <p>5. ~6. (略)</p> <p>⑥~⑩ (略)</p>
--	--

下線部_____は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の取得申込みの受け付けを行うことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>2営業日以内</u> 2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々前々営業日から起算して<u>3営業日以内</u> 3. (略) 4. 第31条に定める計算期間終了日の<u>3営業日前から起算して4営業日以内</u>（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前から起算して4営業日以内</u>） 5. ～6. (略) <p>⑨～⑩ (略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の取得申込みの受け付けを行うことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>3営業日以内</u> 2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の<u>3営業日前から起算して6営業日以内</u> 3. (略) 4. 第31条に定める計算期間終了日の<u>4営業日前から起算して5営業日以内</u>（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5営業日前から起算して6営業日以内</u>） 5. ～6. (略) <p>⑨～⑩ (略)</p>
<p>(交換の請求)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の交換請求の受け付けを行うことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日<u>(削除)</u> 	<p>(交換の請求)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の交換請求の受け付けを行うことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日<u>から起算して3営業日以内</u>

<p>2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の<u>各々前々営業日から起算して3営業日以内</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. 第31条に定める計算期間終了日の<u>3営業日前から起算して4営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前から起算して4営業日以内</u>)</p> <p>5. ~6. (略)</p> <p>⑥~⑩ (略)</p>	<p>2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の<u>3営業日前から起算して6営業日以内</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. 第31条に定める計算期間終了日の<u>4営業日前から起算して5営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5営業日前から起算して6営業日以内</u>)</p> <p>5. ~6. (略)</p> <p>⑥~⑩ (略)</p>
--	--

下線部_____は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の取得申込みの受け付けを行うことがあります。</p> <p>1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>2 営業日以内</u></p> <p>2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々前々営業日から起算して <u>3 営業日以内</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. 第 31 条に定める計算期間終了日の <u>3 営業日前から起算して 4 営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>4 営業日前から起算して 4 営業日以内</u>)</p> <p>5. ～ 6. (略)</p> <p>⑨～⑩ (略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の取得申込みの受け付けを行うことがあります。</p> <p>1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>3 営業日以内</u></p> <p>2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の <u>3 営業日前から起算して 6 営業日以内</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. 第 31 条に定める計算期間終了日の <u>4 営業日前から起算して 5 営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>5 営業日前から起算して 6 営業日以内</u>)</p> <p>5. ～ 6. (略)</p> <p>⑨～⑩ (略)</p>
<p>(交換の請求)</p> <p>第 38 条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の交換請求の受け付けを行うことがあります。</p> <p>1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日 <u>(削除)</u></p>	<p>(交換の請求)</p> <p>第 38 条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の交換請求の受け付けを行うことがあります。</p> <p>1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日 <u>から起算して 3 営業日以内</u></p>

<p>2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の<u>各々前々営業日から起算して3営業日以内</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. 第31条に定める計算期間終了日の<u>3営業日前から起算して4営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前から起算して4営業日以内</u>)</p> <p>5. ~6. (略)</p> <p>⑥~⑩ (略)</p>	<p>2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の<u>3営業日前から起算して6営業日以内</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. 第31条に定める計算期間終了日の<u>4営業日前から起算して5営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5営業日前から起算して6営業日以内</u>)</p> <p>5. ~6. (略)</p> <p>⑥~⑩ (略)</p>
--	--

下線部_____は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の取得申込みの受け付けを行うことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>2 営業日以内</u> 2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々前々営業日から起算して <u>3 営業日以内</u> 3. (略) 4. 第 34 条に定める計算期間終了日の <u>3 営業日前から起算して 4 営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>4 営業日前から起算して 4 営業日以内</u>) 5. ～6. (略) <p>⑨～⑩ (略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の取得申込みの受け付けを行うことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>3 営業日以内</u> 2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の <u>3 営業日前</u>から起算して <u>6 営業日以内</u> 3. (略) 4. 第 34 条に定める計算期間終了日の <u>4 営業日前から起算して 5 営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>5 営業日前から起算して 6 営業日以内</u>) 5. ～6. (略) <p>⑨～⑩ (略)</p>
<p>(交換の請求)</p> <p>第 41 条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の交換請求の受け付けを行うことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日 <u>(削除)</u> 	<p>(交換の請求)</p> <p>第 41 条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の交換請求の受け付けを行うことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日 <u>から起算して 3 営業日以内</u>

<p>2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の<u>各々前々営業日から起算して3営業日以内</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. 第34条に定める計算期間終了日の<u>3営業日前から起算して4営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前から起算して4営業日以内</u>)</p> <p>5. ~6. (略)</p> <p>⑥~⑩ (略)</p>	<p>2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の<u>3営業日前から起算して6営業日以内</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. 第34条に定める計算期間終了日の<u>4営業日前から起算して5営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5営業日前から起算して6営業日以内</u>)</p> <p>5. ~6. (略)</p> <p>⑥~⑩ (略)</p>
--	--

下線部_____は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>⑥ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の取得申込みの受け付けを行うことがあります。</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>2 営業日以内</u></p> <p>2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄口数変更実施日の各々前々営業日から起算して <u>3 営業日以内</u></p> <p>3. 第 31 条に定める計算期間終了日の <u>3 営業日前から起算して 4 営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>4 営業日前から起算して 4 営業日以内</u>)</p> <p>4. ～ 6. (略)</p> <p>⑦～⑧ (略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>⑥ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の取得申込みの受け付けを行うことがあります。</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>3 営業日以内</u></p> <p>2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄口数変更実施日の <u>3 営業日前から起算して 6 営業日以内</u></p> <p>3. 第 31 条に定める計算期間終了日の <u>4 営業日前から起算して 5 営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>5 営業日前から起算して 6 営業日以内</u>)</p> <p>4. ～ 6. (略)</p> <p>⑦～⑧ (略)</p>
<p>(交換の請求)</p> <p>第 38 条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の交換請求の受け付けを行うことがあります。</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日 <u>(削除)</u></p> <p>2. 対象指数の銘柄変更実施日および</p>	<p>(交換の請求)</p> <p>第 38 条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の交換請求の受け付けを行うことがあります。</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日 <u>から起算して 3 営業日以内</u></p> <p>2. 対象指数の銘柄変更実施日および</p>

<p>銘柄口数変更実施日の各々前々営業 日から起算して<u>3営業日以内</u></p> <p>3. 第31条に定める計算期間終了日の <u>3営業日前</u>から起算して<u>4営業日以 内</u>（ただし、計算期間終了日が休業 日の場合は、当該計算期間終了日の <u>4営業日前</u>から起算して<u>4営業日以 内</u>）</p> <p>4. ～6. （略）</p> <p>⑥～⑩ （略）</p>	<p>銘柄口数変更実施日の<u>3営業日前</u>か ら起算して<u>6営業日以内</u></p> <p>3. 第31条に定める計算期間終了日の <u>4営業日前</u>から起算して<u>5営業日以 内</u>（ただし、計算期間終了日が休業 日の場合は、当該計算期間終了日の <u>5営業日前</u>から起算して<u>6営業日以 内</u>）</p> <p>4. ～6. （略）</p> <p>⑥～⑩ （略）</p>
---	--

以上